令和８年 11 月
物流・自動車局

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

１．背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下「協定」という。)に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP.29」という。）第 197 回会合において、自動車の車両区分や用語の定義等を定めた国際的な指針である「車両統合決議（以下「R.E.3」という。)」が改訂され、新たにドライバーレス車両を含む自動運転機能を有する自動車の車両区分が定義された。また、WP.29 第 199 回会合において、「灯火器の取り付けに係る協定規則（第 48 号)」等の改訂が採択されたほか、「自動運行装置に係る協定規則（第 185 号)」が新たに採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

２．概要

以下の改正を行うほか、その他の所要の改正を行う。

（１）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第１条関係）

① 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 79 号第４改訂版	⇒	第 79 号第５改訂版
第 129 号第４改訂版	⇒	第 129 号第５改訂版
第 170 号	⇒	第 170 号改訂版
第 171 号改訂版	⇒	第 171 号第２改訂版
（新設）	⇒	第 172 号改訂版
（新設）	⇒	第 185 号

② R.E.3 において自動運転機能を有する自動車の車両区分が定義されたことを踏まえ、自動運行装置を備え、かつ、当該装置を使用しないで運行を行う場合に６キロメートル毎時を超える速度を出すことができないもののうち、乗車定員を有する自動運行用自動車を「第一種自動運行用自動車」、乗車定員を有しない自動運行用自動車を「第二種自動運行用自動車」として新たに定義するとともに、運転者席を有することを前提とした基準の適用について見直しを行う。

③ 協定規則第 185 号の採択に伴い、自動運行装置を備える自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）には協定規則第 185 号の要件を適用することとする。

④ 自動車の右左折又は進路変更の意図を車両前後方の道路上に図柄を投影することにより、歩行者や自転車といった他の交通にその旨を示すことができるものとして、新たに「方向指示表示投影装置」の灯火の色、明るさ等に関する基準を設けることとする。

（２）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第２条関係）

道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 58 条及び第 67 条の２の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、所要の改正を行う。

（３）道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正（第３条関係）

① 協定規則第 171 号第２改訂版の採択に伴い、道路運送車両法関係手数料規則別表第１備考第３項第 25 号及び別表第２第１条第 14 号に適用する試験を設けることとする。

② 協定規則第 185 号の採択に伴い、道路運送車両法関係手数料規則別表第１備考第３項第 182 号、183 号及び第 184 号並びに別表第２第１条第 153 号、第 154 号及び第 155 号に適用する試験を設けることとする。

（４）自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正（第４条関係）

自動運行装置を備える自動車等に係る特定改造等を行おうとする者に求める自動運行装置の安全管理に係る能力基準及び当該能力基準に係る証明書に準ずるものと認める書面の要件を設けることとする。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：　令和８年 12 月 25 日（金）

施　行：　令和８年 12 月 27 日（日）(WP.29 第 199 回会合における改訂事項の発効日)
ただし、２．（１）～（３）(自動運行装置に係る規定に限る。）及び（４）は、令和９年１月 30 日（土）